

## 平成 29 年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定に基づき、「金融庁が行う政策評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

### 1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

### 2. 平成 29 年度における政策評価の取組み方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成 29 年 8 月 1 日金融庁訓令第 31 号。以下「基本計画」という。計画期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日。）を策定のうえ、各年、実施計画を策定し、この実施計画に沿って実施することとしている。

平成 29 年度においては、実績評価方式による評価を実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図っていく。

### 3. 実績評価方式による評価

#### (1) 評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中長期的な「施策」を定めている。

各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組みを「主な事務事業」として掲げることとしている。

#### (2) 実績評価の対象とする施策

別紙 1 「実績評価における基本政策・施策等一覧」で示した「施策」を実績評価の単位とする。

### (3) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る平成29年度の取組み状況を踏まえつつ、各施策ごとに設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価は、S：「目標超過達成」、A：「目標達成」、B：「相当程度進展あり」、C：「進展が大きくない」、D：「目標に向かっていない」の5段階の区分によるものとする。

平成29年度実績評価書は、平成30年8月末を目途として公表する。

（注）参考指標とは、達成目標の達成度を直接的には測定できないが、測定のための参考となる指標として設定しているもの。

### (4) 意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

## **4. 事業評価方式による評価**

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きいものについては事前評価を実施する。また、過去にこうした事前評価を実施し平成29年度に効果が発現する予定の事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、平成29年度中の効果の発現予定の有無に関わらず、事後評価を実施する。

## **5. 規制の政策評価**

規制の新設・改廃に係る規制の政策評価（RIA）については、規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、「主な事務事業」のうち、規制の政策評価の対象となると考えられるものについては、〔RIA〕の記号を付している。

## **6. 租税特別措置等に係る政策評価（事前・事後）**

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策について政策評価を行うものとし、他の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、政策評価の対象とするよう努めるものとする。

金融庁における平成29年度実施計画（概要）

基本政策／施策	主な取組み
(金融庁の行政運営・組織の改革)	
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外部からの意見や批判等が的確に反映される開かれたガバナンスの構築（政策評価有識者会議による政策評価の充実と各種有識者会議の積極的活用、専門家による金融行政に対する外部評価を実施、様々なチャネルから外部の意見や批判が入る仕組みの整備、情報発信の充実などによる行政の透明性向上）</li> <li>✓ 金融行政が直面する課題に的確に対応するための組織の見直し</li> </ul>
2 検査・監督の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融機関の検査・監督に共通する考え方と進め方を具体的に整理した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」の策定</li> <li>✓ 個別の分野について、ディスカッション・ペーパーの形で当局と金融機関との間の対話の材料を提供</li> </ul>
3 金融行政を担う人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 人材育成や職場環境の改善等を通じた金融庁の組織文化の変革</li> </ul>
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	
1 マクロブルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 低金利環境が継続する中、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた対応を実施</li> <li>✓ 過去20年間続いた低金利環境が反転し、金利が上昇するリスクを踏まえ、経済・市場環境の変化への対応に関するモニタリングを実施</li> <li>✓ IT技術の変化等を踏まえ競争環境が構造的に変化する中、金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮に向けたモニタリングを実施</li> <li>✓ このほか、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析し、オン・オフ一体の効果的なモニタリングを実施</li> </ul>
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融機関の健全性及び金融システム強化に向けた国際的な金融規制に関する合意を踏まえた国内実施（バーゼルⅢの国内実施等）</li> </ul>
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ビジネスマodelの持続可能性等に深刻な課題を抱えている地域金融機関に対する課題解決に向けた早急な対応の懇意</li> <li>✓ 金融仲介を客観的に評価できる共通の指標群を活用した深度ある対話と「見える化」の促進、金融仲介の更なる改善に取り組む地域金融機関への支援</li> <li>✓ 政府系金融と民間金融の競合の実態を調査し、望ましい関係の在り方を関係者と議論</li> <li>✓ 人口減少等の下における地域金融の健全性と金融仲介機能の発揮を両立させる競争の在り方について検討</li> </ul>
II 利用者の保護と利用者利便の向上	
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国民の安定的な資産形成を促進するよう、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組み</li> <li>・ 家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み</li> <li>・ 退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討の実施</li> </ul> </li> </ul>
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 銀行カードローンについての実態把握・業務運営の適正化の推進、多重債務問題への取組み、振り込め詐欺等への対応</li> </ul>
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	
1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ マクロ的な視点に基づく分析を行うなどのフォワードルッキングな市場監視</li> <li>✓ ITなどを活用した新しい市場監視システムの導入を検討</li> </ul>
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、企業情報の開示・提供のあり方について金融審議会で総合的に検討</li> <li>✓ 監査法人のガバナンス・コードを踏まえた態勢検証や企業会計審議会での監査報告書の透明化の検討等、適正な会計監査の確保に向けた取組みを実施</li> <li>✓ IFRSの任意適用企業の拡大促進、IFRSに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成に向けた取組みを推進</li> </ul>
3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項等についてのガイダンスを策定するとともに、アセットオーナーの専門性の向上に向けた方策を検討</li> </ul>
(横断的施策)	
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 業態別の金融規制から機能別・横断的な金融規制への見直しの検討及びフィンテックを我が国の経済・金融の発展につなげていくための方策</li> <li>✓ 金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図ることを目的に、実態把握や演習を実施</li> <li>✓ 仮想通貨に関し、イノベーション促進と利用者保護のバランスに留意しつつ、市場動向の実態把握及び交換業者のモニタリングを実施</li> </ul>
2 業務継続体制の確立と災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応</li> </ul>
3 その他の横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 國際的な金融規制に関する対応及び国際的な当局間のネットワーク・協力の強化、マネー・ローンダリング/テロ資金供与への対応</li> </ul>

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成29～33年度）

【別紙1】

基本政策	施策	平成29年度の主な事務事業の取組内容	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロフレーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施〔P21〕	①マクロフレーデンスの取組 ②効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]金融行政方針に基づくマクロフレーデンスの取組（金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析・29年度）</li> <li>・[主要]金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施状況（金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施・29年度）</li> <li>・[主要]金融機関のリスク管理の高度化（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証・29年度）</li> <li>・[主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持・29年度）</li> <li>既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施（既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施・29年度）</li> <li>・グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施・29年度）</li> <li>・国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化（金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施・29年度）</li> <li>・大手証券会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営管理・リスク管理等の向上に向けたモニタリングを実施・29年度）</li> <li>・大規模な保険会社及び保険会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営実態・リスク管理体制の把握・検証を実施・29年度）</li> </ul>
	2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備〔P26〕	①国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール ②の整備等 円滑な破綻処理のための態勢整備	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定期保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]国際合意を踏まえた国内制度の整備（関連告示等の整備、IAS（保険監督者国際機構）で検討されているICS（国際資本基準）の進展を視野に入れた対応の検討・29年度）</li> <li>・[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避・29年度）</li> <li>・名寄せデータの精度（預金保険機構との連携による名寄せデータ整備状況の検証・29年度）</li> </ul>
	3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施〔P28〕	①金融仲介の質の向上に向けた実態把握・金融機関との対話 ②等 ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]質の高い金融仲介機能の発揮（金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進・29年度）</li> <li>・開示の促進等を通じた良質な金融サービスの提供に向けた競争の実現（金融仲介機能の発揮状況について、金融機関による「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的指標の積極的かつ具体的な開示の促進及び金融機関の事業性評価に基づく融資や本業支援等の組織的・継続的な優良な取組の公表・表彰・29年度）</li> <li>・「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着（「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関等による積極的な活用の促進・29年度）</li> <li>・金融機能強化法の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表・29年度）</li> <li>・ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進（金融機関のビジネスモデルの変革等を通じた経営基盤やガバナンスの強化に向けた取組の促進・29年度）</li> <li>・貸出態度判断D、I、（前年同期（29年3月）の水準を維持・29年度）</li> </ul> <p>※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）</p>
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施〔P30〕	①金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着 ②家計における長期・積立・分散投資の促進 ③退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討 ④アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組） 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況（金融機関による取組みの「見える化」の促進に向けた各種施策の実践・29年度）</li> <li>・[主要]家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み状況（①NISA制度関連の税制改正要望提出・29年度、②NISA制度の周知・広報活動の拡充・29年度）</li> <li>・退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討状況（退職世代等の様々な状況に適した資産の有効活用について検討・29年度）</li> <li>・利用者の利便を向上させるための取組み（①障がい者や高齢者の利便性向上に向けた取組みの実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等・29年度）②定期的に海外発行カード対応ATMの整備状況のフォローアップを行う・29年度）</li> <li>・[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み状況（最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組みの実施・29年度）</li> </ul>

基本政策	施策	平成29年度の主な事務事業の取組内容	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
	2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 [P39]	①金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等 ②利用者保護のための制度・環境整備	金融サービスの利用者の保護が図られること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況（所要の政令・内閣府令の整備等、29年度）</li> <li>・[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、29年度）</li> <li>・[主要]保険会社等における更なる態勢整備（「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた取組みをモニタリングし、分かりやすい情報提供等を通じ、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していく、29年度）</li> <li>・[主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針の改正を行い、監督上の着眼点を明確化とともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、29年度）</li> <li>・[主要]貸金業者における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、29年度）</li> <li>・[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、29年度）</li> <li>・[主要]無登録業者等に対する適切な対応（無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う、29年度）</li> <li>・[主要]法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応及び行政処分等の勧告の実施状況（「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行（28年3月）により、新たに行政処分権限が備わったことから、検査・監督対応において法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行うよう努める、29年度）</li> <li>・相談室相談員の研修受講状況（5回、29年度）</li> <li>・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2回、29年度）</li> <li>・財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数（延べ数）（650市区町村、29年度）</li> <li>・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況</li> <li>・多重債務者向け相談窓口と精神衛生福祉センター等の専門機関との連携状況（ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながつよう連携の構築等を図る、29年度）</li> <li>・インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組みを促すよう指導・監督を行う、29年度）</li> <li>・不正利用口座への対応状況（金融機関において利用停止等の措置を実施、29年度）</li> <li>・振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況（振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組みを促す、29年度）</li> <li>・多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況（相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う、29年度）</li> <li>・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況</li> </ul>
Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化 [P42]	①内外環境を踏まえた情報力の強化 ②迅速かつ効率的な検査・調査の実施 ③深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組 ④市場監視におけるITの活用 (RegTech) ⑤国内外の自主規制機関等との連携	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]フォワード・ルッキングな観点からの市場監視（市場環境のマクロ的な視点に基づく分析を行うなど、フォワード・ルッキングな観点からの市場監視を実施する、29年度）</li> <li>・[主要]海外当局との連携（海外当局との間で、情報交換やクロスボーダー取引等に係る法執行面での連携を更に強化していく、29年度）</li> <li>・[主要]幅広い情報収集・効果的な取引審査の実施（市場監視の空白を作らないよう、幅広く情報を収集・分析し、効果的な取引審査を実施する、29年度）</li> <li>・[主要]迅速・効率的な取引調査の実施（不公正取引等が大型化・複雑化している中で、より迅速・効率的な取引調査を実施する、29年度）</li> <li>・[主要]迅速・効率的な開示検査の実施（正確な企業情報が適正に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査を実施する、29年度）</li> <li>・課徴金制度の適切な運用（我が国市場の公正性・透明性の確保に向け、課徴金制度を適切に運用する、29年度）</li> <li>・[主要]効果的な犯則調査の実施（重大・悪質な不公正取引等について、犯則調査の権限を行使し、的確に刑事告発を行う等、厳正に対応する、29年度）</li> <li>・[主要]金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的なモニタリングの実施（金融商品取引業者等の規模・特性等を踏まえつつ、効率的かつ効果的なモニタリングを実施する、29年度）</li> <li>・根本原因の究明・指摘（法令違反等が認められた場合、根本的な原因を究明・指摘し、再発防止に繋げる、29年度）</li> <li>・市場規律強化に向けた取組み（効果的な情報発信や市場環境整備に向けた積極的な貢献を通じて、市場規律強化に向けた取組みを行う、29年度）</li> <li>・市場監視におけるIT技術の活用（市場監視システムにおけるIT技術の更なる活用を推進していく、29年度）</li> <li>・自主規制機関・関係団体等との適切な連携（市場全体としての監視機能強化に向け、自主規制機関・関係団体等と適切な連携を行う、29年度）</li> </ul>

基本政策	施策	平成29年度の主な事務事業の取組内容	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
	2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施〔P44〕	①企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施 ②金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保 ③EDINETの整備 ④我が国において使用される会計基準の品質向上 ⑤適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施 ⑥組の実施 ⑦公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 企業情報の開示・提供のあり方についての検討状況（金融審議会において検討、29年度）</li> <li>・「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行のための制度整備状況（フェア・ディスクロージャー・ルールに係る所要の政令・内閣府令等の整備、29年度）</li> <li>・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（28年4月18日）を踏まえた取組の進捗状況（報告書を踏まえた必要な取組を実施、29年度）</li> <li>・金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況（ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施、29年度）</li> <li>・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）のアクセス件数（月平均20,000千件、29年度） (注) システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。</li> <li>・[主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上（国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進、29年度）</li> <li>・[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況（監査報告書の透明化について、企業会計審議会における具体的な検討等及び海外監査監督当局との連携強化、29年度）</li> <li>・[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況（公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施、29年度）</li> <li>・優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況（優秀な会計人材確保に向けた取組を実施、29年度）</li> </ul>
	3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備〔P55〕	①コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組 ②東京国際金融センター構想の推進 ③市場の機能強化に向けた環境整備 ④市場インフラの安定性等確保に向けた監督の実施 ⑤金融指標の信頼性・透明性の維持・向上	市場の公正性・透明性・信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において必要な議論・検討を行う、29年度）</li> <li>・[主要] 「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談への適切な対応（「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応、29年度）</li> <li>・市場機能強化に向けての施策の推進状況（決済期間短縮化・取引所外取引に係る関係者の適切な取組の促進・総合取引所の早期実現等の諸施策について関係者への働きかけ・取組の支援等を行う、29年度）</li> <li>・清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況（清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施とともに、市場の利便性を向上するための取組を促す、29年度）</li> <li>・金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況（全銀協TIBOR改革の内容が定着し、金融指標の信頼性・透明性が維持・向上されるよう、全銀協TIBOR運営機関による指標算出業務が適正に実施されているか注視していく、29年度）</li> </ul>
<b>(横断的施策)</b>				
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	①IT技術の進展等への対応 ②金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組 ③仮想通貨 ④取引の高速化への対応		IT技術の進展等の環境変化の中で、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すると共に、市場の信頼確保や利用者の適切な保護を図ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] IT技術の進展等に対応した制度面での対応についての検討状況（金融審議会において審議予定、29事務年度～）</li> <li>・[主要] オープンAPIを導入した金融機関数（80行、32年度）</li> <li>・[主要] FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブで受け付けた相談への適切な対応（FinTechサポートデスクで受け付けた相談及びFinTech実証実験ハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応、29年度）</li> <li>・[主要] 「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行のための制度整備の進捗状況（所要の政令・内閣府令等の整備、29年度）</li> <li>・XML電文に対応した新システムを利用する金融機関数（XML電文への全面的移行に向けて着実に取り組む、29年度～）</li> <li>・金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数（80社、29年度）</li> <li>・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況（金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施、29年度）</li> <li>・仮想通貨交換業者等に対する適切な対応（仮想通貨交換業者における更なる態勢整備の促進及び利用者に対する注意喚起の実施、29年度）</li> </ul>
2 業務継続体制の確立と災害への対応	①災害等発生時における金融行政の継続性確保 ②金融機関の業務継続体制の検証 ③災害への対応		金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促すこと 東日本大震災及び平成28年熊本地震による被災者の生活・事業の再建を支援すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み（「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施、29年度）</li> <li>・[主要] 灾害等発生時に備えた訓練（金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、29年度）</li> <li>・[主要] 業界横断の業務継続訓練の実施（訓練の実施、29年度）</li> <li>・個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進（個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進、29年度）</li> <li>・金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法（震災特例）について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公示、29年度）</li> <li>・自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援（自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、29年度）</li> <li>・「平成28年熊本地震金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）における相談等の受付状況等（件数等）</li> </ul>

基本政策	施策	平成29年度の主な事務事業の取組内容	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
3 その他の横断的施策		<p>①金融規制・監督のあり方についての国際的な提言          ②国際的なネットワーク・協力の強化          ③マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策への対応          ④規制・制度改革等の推進          ⑤事前確認制度の適切な運用          ⑥金融行政におけるITの活用</p>	<p>国際的な金融規制に関する対応及び当局間のネットワーク・協力の強化により、グローバル化した金融システムの安定と発展を確保し、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること。</p> <p>基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【主要】国際的な金融規制に関する対応（最終化を迎えた国際的な金融規制改革の議論や、金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向け貢献する、29年度）</li> <li>【主要】国際的な当局間のネットワーク・協力の強化（英国のEU離脱に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局に働きかけを行うとともに、アジア新興国等に対する技術支援の強化等を図る、29年度）</li> <li>マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの公表、本ガイドラインを踏まえたマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策への対応状況に係るモニタリングの実施（29年度）</li> <li>「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施、29年度）</li> <li>ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、29年度）</li> <li>当庁におけるIT戦略（中期計画）の策定状況（当庁におけるIT戦略（中期計画）の策定、30年度）</li> <li>「政府情報システム改革に関するロードマップ」に基づく、情報システム数（政府共通プラットフォームへ移行する情報システムを含む）及びスタンダードアロンコンピュータの台数の削減           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報システム数の削減 目標値：12システム（削減後に存続する情報システム数、達成時期：30年度）</li> <li>(2) スタンダードアロンコンピュータの台数削減 目標値：240台（削減後に存続する情報システム数、達成時期：30年度）</li> </ul> </li> <li>情報セキュリティ対策推進計画に基づくセキュリティ対策の実施（情報セキュリティ対策推進計画に基づく、セキュリティ対策の実施、29年度）</li> </ul>

#### (金融庁の行政運営・組織の改革)

1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	<p>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）          ②金融行政に関する広報の充実          ③学術的成果の金融行政への導入          ④総合政策機能の強化</p>	金融庁のガバナンス改善等を通じた金融行政の質の向上と金融庁の総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>【主要】各種有識者会議の積極的活用（有識者からの提言等の金融行政への継続的かつ的確な反映、29年度）</li> <li>【主要】業務改善等に通曉した専門家による金融行政に対する外部評価の実施（外部からの意見等の金融行政への継続的かつ的確な反映、29年度）</li> <li>【主要】金融庁ウェブサイトへのアクセス件数（対前年度比増加、29年度）</li> <li>【主要】調査研究分析成果物の作成（金融行政の参考となる調査研究を実施し、調査研究分析の成果物を作成すること、29年度）</li> <li>コンファレンス、勉強会等の定期的な開催、産官学の交流を図る機会を必要に応じて隨時設定（コンファレンス、勉強会等を開催し、産官学のより一層のネットワーク強化を図ること、29年度）</li> <li>政策評価有識者会議等における金融の全体像についての包括的かつ将来の変化を見据えた議論の実施（金融上の課題の包括的検討、29年度）</li> </ul>
2 検査・監督の見直し	①検査・監督手法の見直し	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するため、検査・監督のあり方を見直すこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>【主要】金融モニタリング有識者会議における提言を踏まえた、新しい検査・監督のあり方についての、金融庁としての具体的な考え方と進め方の作成・公表や、個別の分野についての金融機関との対話の材料の提供の進捗状況（新しい考え方方に沿った検査・監督の見直し、29年度）</li> </ul>
金融行政を担う人材育成等	①金融庁の組織文化（カルチャー）の変革	職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく	<ul style="list-style-type: none"> <li>【主要】職員の評価の見直しの実施状況（国益のためにチャレンジし、行動している職員が評価されるよう、評価のあり方等を見直す、29年度）</li> <li>【主要】職員の任用の見直しの実施状況（各職階に求められる能力（コンピテンシー）を明確化し、それに基づく能力主義の任用を進める、29年度）</li> <li>【主要】内部人材の能力向上及び外部専門人材登用の実施状況（専門家育成型の任用等による内部人材の能力向上に努めるとともに、外部専門人材の積極的な登用を図る、29年度）</li> <li>【主要】職員との将来のキャリアパスについての対話の実施状況（職員が自らの人材価値の向上を意識しながら日々の業務に取組み、職業人（プロフェッショナル）としての成長につなげることを支援する、29年度）</li> <li>【主要】職員のワークライフバランス推進の実施状況（超過勤務の縮減及び業務の効率化を進める、29年度）</li> <li>【主要】多面的な評価の実施状況（能力主義・成果主義を重視し、「頑張り、結果を出した人」が正に評価されるよう、多面的な人事評価を行う、29年度）</li> </ul>

各施策及び主な事務事業

<b>基本政策 I</b>	<b>金融システムの安定と金融仲介機能の発揮</b>
<b>施策 I－1</b>	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
<b>施策 I－2</b>	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
<b>施策 I－3</b>	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施

## 施策 I – 1

### マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施

施策の概要	<p>グローバルなマクロ経済・金融市場動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金の流れ等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にオン・オフ一体の効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。</p> <p>特に、我が国金融システムが低金利環境の継続と金利上昇の両方向のリスクや、IT技術の変化等を踏まえた競争環境の構造的な変化などに直面していることを踏まえ、金融機関の持続的なビジネスモデルの構築、経済・市場環境の変化への適切な対応、金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮、についてモニタリングを実施する。</p>
達成すべき目標	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保
目標設定の考え方・根拠	<p>企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大のためには、金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保が必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・金融庁設置法</li><li>・各業法の目的規定、各種監督指針</li><li>・金融モニタリング有識者会議報告書（平成 29 年 3 月 17 日）</li><li>・「日本再興戦略」改訂 2016（28 年 6 月 2 日閣議決定）</li><li>・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（25 年 9 月 6 日）</li><li>・G20 サミット首脳宣言・行動計画（20 年 11 月 15 日）</li><li>・平成 29 事務年度 金融行政方針（29 年 11 月 10 日）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・[主要] 金融行政方針に基づくマクロプルーデンスの取組（金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析、29 年度）</li><li>・[主要] 金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施状況（金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施、29 年度）</li><li>・[主要] 金融機関のリスク管理の高度化（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証、29 年度）</li><li>・[主要] 各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持、29 年度）</li><li>・既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施（既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施、29 年度）</li><li>・グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の</li></ul>

	<p>変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施、<b>29年度</b>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化(金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施、<b>29年度</b>)</li> <li>・大手証券会社グループに対する適切な監督(ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営管理・リスク管理等の向上に向けたモニタリングを実施、<b>29年度</b>)</li> <li>・大規模な保険会社及び保険会社グループに対する適切な監督(ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を実施、<b>29年度</b>)</li> </ul>
--	--

主な事務事業の取組内容	
① マクロプルーデンスの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済・市場に係る各種計数の収集・分析、国内外の市場参加者やアナリスト等との意見交換、グローバルに活動する金融機関の役員等の責任者からの貸出・運用動向をはじめとしたビジネス動向のヒアリングを通じて、マクロ経済・市場動向や市場参加者の動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析していく。</li> </ul>
② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融行政方針に基づき、上記マクロプルーデンスの取組を踏まえ、経営管理・リスク管理態勢について金融機関との対話を実施する。また、金融システムの健全性を確保するため、モニタリング担当部局(検査局、監督局等)が緊密に連携し、オン・オフ一体のリスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施する。さらに、金融モニタリングの結果については、金融機関の自主的な経営改善に資するよう、情報提供(フィードバック)等の充実に取り組む。</li> <li>・金融行政上の重要課題について、国際的なベストプラクティスも踏まえながら検証手法の充実に取り組む。</li> <li>・特に、我が国金融システムが低金利環境の継続と金利上昇の両方向のリスクや、IT技術の変化等を踏まえた競争環境の構造的な変化などに直面していることを踏まえ、金融機関の持続的なビジネスモデルの構築、経済・市場環境の変化への適切な対応、金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンス、についてモニタリングを実施する。</li> <li>・自己資本比率規制については、引き続き、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、承認申請に対</li> </ul>

し適切な審査を行う。

- ・グローバルに活動する金融機関については、海外業務が拡大し、世界経済・金融市場環境の変化から受ける影響が大きくなっていることを踏まえ、ストレステストの活用を含めた環境変化に対する機動的なリスク管理、集中リスク管理の高度化、より安定的な外貨調達の実現や外貨流動性管理の高度化、低金利環境下で拡大した貸出等に関する規律ある審査や期中管理、政策保有株式の削減等の株価変動リスクの適切なコントロールに向けた迅速な対応、についてモニタリングを実施する。また、資本効率を重視した業務の選択と集中を適切に実行できるガバナンスの構築、持株会社の適切な関与の下での顧客本位の業務運営の観点からの態勢整備、IT技術の進化やイノベーションの進展を見据えた大胆かつタイムリーな対応、グローバルな業務展開や業務の専門化・高度化が進む中の情報収集・分析能力の強化や組織改革と人材確保について、モニタリングを実施する。
- ・併せて、グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、3メガバンクグループ、野村グループ、大規模な保険会社及び保険会社グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催する。
- ・国内で活動する金融機関について、リスクテイクが収益・リスク・資本のバランスという面から適切な戦略となっているか、また、外部環境の変化等に対して機動的に対応可能となっているか等との観点から、経営管理・リスク管理態勢の高度化を促す。
- ・大手証券会社グループについて、経済・市場のストレス時においても十分な金融仲介機能を発揮できるよう健全性が確保されているか、との観点から、経営管理・リスク管理等の向上や財務基盤の更なる強化を促す。
- ・オン・オフ一体的なモニタリング態勢の下、保険会社を取り巻く内外の環境変化や各保険会社の規模やビジネスモデルの多様性を踏まえ、各保険会社のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施する。特に、大規模な保険会社及び保険会社グループについては、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を行う。
- ・我が国で活動する外国金融機関について、日本拠点のビジネス動向等について情報を収集・分析するとともに、本国が日本拠点の業務の実態を把握・認識しているか、クロスボーダーの業務展開に見合った法令等遵守態勢等を整備・強化しているかを確認する。加えて、国内での資産の保有状況やグループ内で回金状況につき引き続き状況をモニタリングする。
- ・ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険について、貯金から投資信託へのシフト等による資産規模のコントロールや、資産運用の多様化及びそれに応じたリスク管理の高度化等、低金利環境下での安定的な収益確保の取組みの進捗状況について確認する。

- ・FX業者について、ストレステストの継続的な実施等を通じて為替リスク管理の強化を促す。
- ・適格機関投資家等特例業務届出者について、問題のある業者に対しては、必要に応じて監督上の対応を行う。
- ・第二種金融商品取引業者および投資助言・代理業者について、顧客に対する広告・勧誘及びファンド運営の実態に関する情報分析・検証を進め、リスクベースでのモニタリングを行う。
- ・信用格付業者について、内部管理状況等を把握するとともに、海外当局との連携を通じてより深度あるモニタリングを実施する。
- ・先端の専門的知見を組織的に蓄積・拡充するため、外部専門家の積極的な登用に取り組む。また、登用した外部専門家や外部有識者の活用などを通じて専門人材の育成等に計画的に取り組む。
- ・金融機関のリスク情報、収集情報やビジネスモデル関係の情報など、新しいモニタリングに必要な情報の収集と分析のためのインフラ・体制の強化に取り組む。

【担当部局名】

総務企画局

グローバルブルーデンス室、地域金融ブルーデンス室、マクロ分析室

監督局

総務課監督調査室、総務課、総務課健全性基準室、総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課

検査局

総務課

## 施策 I – 2

### 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。
達成すべき目標	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実
目標設定の考え方・根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要があり、そのためのルール整備等を行う。 <b>【根拠】</b> 預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針 等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・[主要]国際合意を踏まえた国内制度の整備（関連告示等の整備、IAS（保険監督者国際機構）で検討されているICS（国際資本基準）の進展を視野に入れた対応の検討、29年度）</li><li>・[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、29年度）</li><li>・名寄せデータの精度（預金保険機構との連携による名寄せデータ整備状況の検証、29年度）</li></ul>
参考指標	・各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等>

### 主な事務事業の取組内容

#### ① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等

- ・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、ディスクロージャー及び銀行勘定の金利リスクの見直し等を実施する。
- ・保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法について、IAS（保険監督者国際機構）で検討されているICS（国際資本基準）に相当する規制を導入した場合における課題や国際的な議論等を踏まえつつ、対応を検討する。
- ・外国為替取引における決済リスク削減のために、同時決済の促進に努める。

② 円滑な破綻処理のための態勢整備

- ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。
- ・預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。

【担当部局名】

監督局

総務課監督調査室、総務課健全性基準室、総務課信用機構対応室、総務課協同組織金

融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課

検査局総務課

### 施策 I – 3

#### 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施

施策の概要	金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、顧客本位の良質なサービスの提供ができるよう必要となる制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促す。
達成すべき目標	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること
目標設定の考え方・根拠	<p>人口の減少や高齢化の進展、世界的な金利トレンドの変化や、情報技術の革新など、金融業を取り巻く環境は大きく変化しており、横並びで単純な量的拡大競争に集中するような金融機関のビジネスモデルは限界に近づいている。</p> <p>金融機関が、顧客本位の良質な金融サービスを提供し、企業の生産性向上や国民の資産形成を助け、金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保するという好循環を実現するためには、金融仲介機能を十分に発揮することが必要である。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成 29 事務年度 金融行政方針（平成 29 年 11 月 10 日公表）</li><li>・未来への投資を実現する経済対策（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）</li><li>・地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）</li><li>・好循環実現のための経済対策（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）</li><li>・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）</li><li>・平成 23 年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（平成 23 年 1 月 24 日閣議決定）</li><li>・日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）</li><li>・「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）</li><li>・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（平成 26 年 6 月 12 日）</li><li>・「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成 25 年 12 月 13 日）</li><li>・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日）</li><li>・株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成 25 年 2 月 26 日成立、3 月 6 日公布、3 月 18 日施行）</li><li>・第 193 回国会 参議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（平成 29 年 3 月 7 日）</li><li>・第 193 回国会 衆議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼</li></ul>

	<p>金融担当大臣の所信表明（平成29年2月14日）</p> <p>・未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]質の高い金融仲介機能の発揮（金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進、29年度）</li> <li>・開示の促進等を通じた良質な金融サービスの提供に向けた競争の実現（金融仲介機能の発揮状況について、金融機関による「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的指標の積極的かつ具体的な開示の促進及び金融機関の事業性評価に基づく融資や本業支援等の組織的・継続的な優良な取組の公表・表彰、29年度）</li> <li>・「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着（「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関との対話による「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を促進、29年度）</li> <li>・金融機能強化法の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表、29年度）</li> <li>・ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進（金融機関のビジネスモデルの変革等を通じた経営基盤やガバナンスの強化に向けた取組の促進、29年度）</li> <li>・貸出態度判断D. I.（前年同期（29年3月）の水準を維持、29年度）</li> </ul> <p>※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービス利用者相談室における貸し渡り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」）</li> <li>・融資先企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報&lt;内容&gt;</li> </ul>
<b>主な事務事業の取組内容</b>	
① 金融仲介の質の向上に向けた実態把握・金融機関との対話等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関の質の高い金融仲介機能の発揮を促すため、課題や方策について、金融仲介の改善に向けた検討会議で議論し、議論の内容等も踏まえつつ、以下の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 「金融仲介機能のベンチマーク」を発展させ、各金融機関の金融仲介（企業の価値向上支援等）を客観的に「見える化」できる統一された定義に基づく比較可能な共通の指標群（KPI）を策定し、当該</li> </ul> </li> </ul>

**KPI**も活用しつつ、金融機関と深度ある対話を進める。また、**KPI**に基づき集計された結果を含めた開示のあり方も検討する。

ii) 金融機関の融資姿勢等の実態を把握し、その結果を踏まえて、金融機関と深度ある対話を進めるため、引き続き企業アンケート調査等を実施する。

iii) **KPI**や企業アンケート調査結果等を活用しつつ、地域金融機関の事業性評価に基づく融資や本業支援等の組織的・継続的な優良な取組みを実践している金融機関を表彰・公表する。

- ・地域の金融機関や企業等関係者を対象としたシンポジウム等を活用することにより、地域の資本市場やベンチャー投資を巡る現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、取組事例の紹介・共有等を図る。
- ・「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き周知・広報に努めるとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・活用状況等を踏まえ、金融機関との対話を行うことにより金融機関等に対して積極的な活用を促す。
- ・地域金融機関とREVICやゆうちょ銀行が全国各地で連携し、地域活性化ファンドを通じて地域企業に資本性資金を供給する取組み等をサポートする。

## ② ビジネスマodelの持続可能性の確保に向けた取組の促進

- ・人口減少や低金利環境の継続など経営環境が厳しさを増す中、ビジネスモデルの持続可能性等に深刻な課題を抱えている地域金融機関に対して検査を実施し、経営課題を特定した上で、経営陣と深度ある対話を行い、課題解決に向けた早急な対応を促す。
- ・地域金融機関による企業支援機能を強化するため、REVIC及び日本人材機構の活用を促進するとともに、金融機関の業務範囲規制の緩和を検討する。
- ・公的金融と民間金融の競合等の実態を調査し、望ましいあり方を関係者と議論する。
- ・健全性と金融仲介機能を将来にわたり両立させる競争のあり方や、金融機関の退出に備えた現行の制度・監督に関する改善の余地を、有識者と検討する。
- ・金融機関が将来を見据えた経営の中で資本増強を行おうとする際は、選択肢の一つとして金融機能強化法の活用について、検討するよう促していく。
- ・金融機能強化法に基づき資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。
- ・金融機能強化法に基づき資本参加を実施した金融機関については、それぞれの営業地域において金融仲介機能の発揮を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を

半期毎に公表する。

- ・早期健全化法に基づく資本増强行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。
- ・資本増强行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。

【担当部局名】

監督局

総務課監督調査室、総務課協同組織金融室、銀行第一課、銀行第二課、地域金融企画室、地域金融機関等モニタリング室

総務企画局市場課

<b>基本政策Ⅱ</b>	<b>利用者の保護と利用者利便の向上</b>
<b>施策Ⅱ－1</b>	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
<b>施策Ⅱ－2</b>	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

## 施策Ⅱ－1

### 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

施策の概要	国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みや、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み、退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組みを行う。
達成すべき目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方・根拠	<p>国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためにには、家計及び金融機関に対する取組みを推進する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・金融経済教育研究会報告書（25年4月30日公表）</li><li>・消費者教育の推進に関する基本的な方針（25年6月28日閣議決定）</li><li>・金融・資本市場活性化に向けての提言（25年12月13日公表）</li><li>・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26年6月12日公表）</li><li>・消費者基本計画（27年3月24日閣議決定）</li><li>・未来への投資を実現する経済対策（28年8月2日閣議決定）</li><li>・未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—（29年6月9日閣議決定）</li><li>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・【主要】金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況（金融機関による取組みの「見える化」の促進に向けた各種施策の実践・29年度）</li><li>・【主要】家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み状況（①NISA制度関連の税制改正要望提出・29年度、②NISA制度の周知・広報活動の拡充・29年度）</li><li>・退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討状況（退職世代等の様々な状況に適した資産の有効活用について検討・29年度）</li><li>・利用者の利便を向上させるための取組み（①障がい者や高齢者の</li></ul>

	<p>利便性向上に向けた取組みの実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等・29年度）②定期的に海外発行カード対応ATMの整備状況のフォローアップを行う・29年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み状況（最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組みの実施・29年度）</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択数</li> <li>・つみたてNISA、一般NISA及びジュニアNISAの口座数</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着	<p>金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、以下を通じて取組みの「見える化」を促進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の第三者的な主体による金融機関の取組みの「見える化」の促進</li> <li>・金融機関が顧客に対し長期的にリスク・手数料等に見合ったリターンを提供しているかなどを示す、金融機関間で比較可能なKPI等の公表</li> <li>・金融機関へのモニタリングにより把握した結果について、全体の傾向や取組み事例等をとりまとめ公表</li> <li>・金融機関が掲げる顧客本位の取組方針が、現行の営業体制下で実現可能か分析・検証</li> </ul>
② 家計における長期・積立・分散投資の推進	<p>家計の安定的な資産形成を進めるうえで、長期・積立・分散投資の定着を促していくことは重要であると考えられることから、平成30年1月から開始するつみたてNISAを幅広く普及させるための取組みを行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性向上に向けた制度改正等を行う。</li> <li>・投資を開始するきっかけを身近な場で得られるような環境を整えるため、職場単位でつみたてNISAの普及を進めていく。また、職場での活用に重点を置いたビデオクリップ教材の作成など、職場つみたてNISAの導入と連携した投資教育を進めていく。</li> <li>・若年世代に対しても効果的に働きかけを行うため、新たな情報発信チャネルを通じた取組みを進めていく。</li> </ul> <p>なお、国民の安定的な資産形成の実現の点から、引き続き一般NISA、ジュニアNISAについても、広報活動等を通じて、普及・促進を図る。</p>
③ 退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討	<p>世帯主が60歳以上の世帯が家計金融資産の6割を保有している中、退職世代等の様々な状況を踏まえ、金融資産の運用・取り崩しをどのように行い、幸せな老後につなげていくか、金融業はどのような貢献ができるのかについて、外部有識者の知見も活用しつつ、検討を進める。</p>

④ アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組）

- ・障がい者や高齢者も、金融機関の窓口やATMを通じて、安全で利便性の高い金融サービスを利用できるようにするための施設・態勢の整備、現場レベルへの浸透の徹底を強く促していく。また、障がいを理由とする差別の解消の推進のため、金融機関等に対し、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を踏まえた適切な対応を促していく。
- ・「未来投資戦略2017」（29年6月9日閣議決定）において、「3メガバンクの海外発行カード対応ATMを2020年までに全ATM設置拠点の約半数で整備（計約3,000台）することを目指し、3メガバンクに対し、2018年中にその大半を設置するよう着実な取組を促す。」とされていることを踏まえ、引き続き、着実な取組みを促すとともに、海外発行カード対応ATMの整備状況をフォローアップする。併せて、海外発行カードを使った不正利用を防止するための実効的な対策が講じられているかについて検証する。

⑤ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

- 金融リテラシー向上のため、引き続き様々な機会を活用しながら着実に金融経済教育を推進していく。
- ・金融庁を含めた関係団体等で構成する「金融経済教育推進会議」を通じ、金融経済教育を効率的・効果的に推進する。
  - ・安定的な資産形成について考えるシンポジウムの開催及び金融庁ウェブサイトを通じた情報の提供等を実施する。
  - ・職場での活用に重点を置いたビデオクリップ教材の作成など、職場つみたてNISAの導入と連携した投資教育を進めていく。
  - ・平成30年3月に改訂予定の高校の学習指導要領等において、金融経済教育が充実されるよう、文部科学省に要望する。
  - ・最低限身に付けるべき金融リテラシー（インターネット取引に関する留意点を含む）を記載した「金融リテラシー・マップ」を踏まえ作成を行ったガイドブックを全国の高校・大学・地方公共団体等に配布し、広く周知する。
  - ・大学生に対して金融経済教育を体系的に行う観点から、関係団体と連携し、大学の教養課程などにおいて「金融リテラシー・マップ」を軸とした授業を効果的・効率的に実施する。

【担当部局名】

総務企画局

政策課、政策課総合政策室、企画課、市場課

監督局

総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課

検査局

總務課

## 施策Ⅱ－2

### 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

施策の概要	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ることとしている。</p> <p>また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組むこととしている。</p>
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方・根拠	<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。</p> <p>これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各業法の目的規定、各監督指針等</li><li>・金融・資本市場競争力強化プラン（19年12月21日）</li><li>・多重債務問題改善プログラム（19年4月20日多重債務者対策本部決定）</li><li>・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（27年3月24日）</li><li>・顧客本位の業務運営に関する原則（29年3月30日）</li><li>・ギャンブル等依存症対策の強化について（29年8月29日ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定）</li><li>・少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議報告書（29年9月14日）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況（所要の政令・内閣府令の整備等、29年度）</li><li>・[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、29年度）</li><li>・[主要]保険会社等における更なる態勢整備（「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた取組みをモニタリングし、分かりや</li></ul>

	<p>すい情報提供等を通じ、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していく、<b>29年度</b>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 金融商品取引業者等における更なる態勢整備(必要に応じて監督指針の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、<b>29年度</b>)</li> <li>・[主要] 貸金業者における更なる態勢整備(必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、<b>29年度</b>)</li> <li>・[主要] 前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備(必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、<b>29年度</b>)</li> <li>・[主要] 無登録業者等に対する適切な対応(無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う、<b>29年度</b>)</li> <li>・[主要] 法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応及び行政処分等の勧告の実施状況(「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行(28年3月)により、新たに行政処分権限が備わったことから、検査・監督対応において法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行うよう努める、<b>29年度</b>)</li> <li>・相談室相談員の研修受講状況(5回、<b>29年度</b>)</li> <li>・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況(2回、<b>29年度</b>)</li> <li>・財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数(延べ数)(650市区町村、<b>29年度</b>)</li> <li>・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況</li> <li>・多重債務者向け相談窓口と精神衛生福祉センター等の専門機関との連携状況(ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながつよう連携の構築等を図る、<b>29年度</b>)</li> <li>・インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況(インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組みを促すよう指導・監督を行う、<b>29年度</b>)</li> <li>・不正利用口座への対応状況(金融機関において利用停止等の措置を実施、<b>29年度</b>)</li> <li>・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況(振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制</li> </ul>
--	---

	<p>度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組みを促す、29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況（相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う、29年度）</li> <li>・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況 &lt;受付件数等&gt;</li> <li>・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数</li> <li>・インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況&lt;件数・金額&gt;</li> <li>・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況&lt;金額&gt;</li> </ul> <p>※預金保険機構公表資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振り込め詐欺被害発生状況・被害額&lt;件数・金額&gt;</li> </ul> <p>※警察庁公表資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無登録業者等に対する警告書の発出・公表件数</li> <li>・無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数</li> <li>・無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数</li> <li>・法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者の検査結果等の公表件数、行政処分等の勧告の実施状況</li> <li>・金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者保護等の観点に留意しつつ、所要の政令・内閣府令の整備を行う。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。</li> <li>・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営に近く観点からの対話を重ねていく。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努める。</li> <li>・預金取扱金融機関については、真に顧客のためになるサービス提供を通じた顧客の利益の実現を図るとともに、金融サービスを安心して利用できる環境を整備する観点からモニタリングを実施する。</li> <li>・保険会社等による、「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた取組みをモニタリングし、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していく。</li> </ul>

- ・保険会社等においては、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意したわかりやすい説明を行うための態勢整備がなされているか等の観点から指導・監督を行う。
- ・保険会社の販売会社に対する保険商品提供・販売サポート、販売会社の販売態勢について、真に顧客の利益のためになる行動が実践されているか、各金融機関の取組みを継続的にフォローアップしていく。
- ・金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施する。
- ・貸金業者については、資金需要者等の利益の保護の観点から、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督していく。なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。
- ・前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、利用者保護の観点から、適切な業務運営やサービスの適切な提供を確保するよう指導・監督していく。
- ・資産運用や決済など金融機関のコア業務においてもフィンテック等を活用する動きが加速している状況の下、従来の管理業務の外部委託とは異なる新たな管理態勢・手法が求められており、新たな動きに応じたリスク管理態勢の変化の実態を利用者保護等の均衡も含め把握していく。

## ② 利用者保護のための制度・環境整備

- ・無登録業者による詐欺的な投資勧誘等及び無届募集等については、被害拡大の防止・被害の迅速な回復等に向け、リーフレットの作成・配布等を通じた国民への注意喚起、調査による実態把握、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等により、厳正かつ適切に対応する。また、関係省庁等とも連携しつつ、被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。
- ・適格機関投資家等特例業務においては、「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行（28年3月）により、新たに行政処分権限が備わったことから、検査・監督対応において法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行うよう努める。
- ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行う。また、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進する。
- ・金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも活用し、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。
- ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融

ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。

- ・財務局の多重債務者向け相談窓口において、直接相談を受け付けるほか、各局において自治体の相談員や関係部局の職員等向けに研修会を開催する等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップするとともに、ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながるよう、相談窓口と精神衛生福祉センター等の専門機関との連携体制の構築等を図る。
- ・銀行カードローンについては、多重債務の発生防止の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえた適切な業務運営を行っているか、検査等を通して詳細な実態把握を進めるとともに、融資審査の厳格化を徹底し、業務運営の適正化をスピード感を持って推進していく。検査等を通じて把握した課題や改善策については、各行の具体的な取組状況を継続的に確認していく他、業界全体の水準の引き上げに向けた取組みにつなげる。
- ・多重債務者相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組みを促すとともに、相談者が各自治体などの相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施する。
- ・インターネット等を利用した非対面取引について、顧客のIDやパスワードの詐取により顧客本人になりますまし、顧客本人が意図しない取引を行うといった不正な取引が認められる等、犯罪手口がますます巧妙化・多様化している。引き続き、こうした不正取引の防止に向けた対策の実施、態勢の整備を促していく。
- ・振り込め詐欺の手口が年々巧妙化し、既存の未然防止策では対応できない事案があることを踏まえ、各金融機関が継続的に振り込め詐欺等の犯罪の撲滅に向けた対策の見直しや実施に努めるよう、促していく。また、被害の迅速な回復のため、引き続き、「振り込め詐欺救済法」に沿った、被害者救済対応を的確に行っているかについて確認する。預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施する。
- ・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促す、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込め詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。
- ・少額短期保険業者について、保険金額の引受けの上限金額に関する経過措置の期限が、平成30年3月31日に到来する。当該経過措置の取扱いについて、「少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議」における検討結果等を踏まえ、対応を行う。〔RA〕
- ・金融機関の目指すべきコンプライアンスリスク管理態勢の方向性と課題に関し、金融機関や関係者との間で意見交換を実施するとともに、金融機関の自主的な努力を促していくことを含め当局の行政手法のあ

り方を検討していく。

【担当部局名】

監督局

総務課監督調査室、総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課

総務企画局

企画課調査室、企画課信用制度参事官室、企画課ADR室、企業開示課、政策課金融サービス利用者相談室、

検査局総務課

証券取引等監視委員会総務課

<b>基本政策Ⅲ</b>	<b>市場の公正性・透明性と市場の活力の向上</b>
<b>施策Ⅲ－1</b>	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
<b>施策Ⅲ－2</b>	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
<b>施策Ⅲ－3</b>	市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

### 施策Ⅲ－1

#### 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

施策の概要	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、よりフォワード・ルッキングな観点からの市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正に対処する。また、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的なモニタリングの実施により実態を把握した上で、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行う。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護を図る。
達成すべき目標	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること
目標設定の考え方・根拠	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・金融商品取引法第26条、第51条、第56条の2、第177条、第210条 等</li><li>・証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)</li><li>・証券モニタリング基本方針</li><li>・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>①[主要] フォワード・ルッキングな観点からの市場監視（市場環境のマクロ的な視点に基づく分析を行うなど、フォワード・ルッキングな観点からの市場監視を実施する、29年度）</p> <p>②[主要] 海外当局との連携（海外当局との間で、情報交換やクロスボーダー取引等に係る法執行面での連携を更に強化していく、29年度）</p> <p>③[主要] 幅広い情報収集・効果的な取引審査の実施（市場監視の空白を作らないよう、幅広く情報を収集・分析し、効果的な取引審査を実施する、29年度）</p> <p>④[主要] 迅速・効率的な取引調査の実施（不公正取引等が大型化・複雑化している中で、より迅速・効率的な取引調査を実施する、29年度）</p> <p>⑤[主要] 迅速・効率的な開示検査の実施（正確な企業情報が適正に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査を実施する、29年度）</p> <p>⑥課徴金制度の適切な運用（我が国市場の公平性・透明性の確保に向け、課徴金制度を適切に運用する、29年度）</p>

	<p>⑦[主要]効果的な犯則調査の実施（重大・悪質な不公正取引等について、犯則調査の権限を行使し、的確に刑事告発を行う等、厳正に対応する、29年度）</p> <p>⑧[主要]金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的なモニタリングの実施（金融商品取引業者等の規模・特性等を踏まえつつ、効率的かつ効果的なモニタリングを実施する、29年度）</p> <p>⑨根本原因の究明・指摘（法令違反等が認められた場合、根本的な原因を究明・指摘し、再発防止に繋げる、29年度）</p> <p>⑩市場規律強化に向けた取組み（効果的な情報発信や市場環境整備に向けた積極的な貢献を通じて、市場規律強化に向けた取組みを行う、29年度）</p> <p>⑪市場監視におけるIT技術の活用（市場監視システムにおけるIT技術の更なる活用を推進していく、29年度）</p> <p>⑫自主規制機関・関係団体等との適切な連携（市場全体としての監視機能強化に向け、自主規制機関・関係団体等と適切な連携を行う、29年度）</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・取引審査実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・証券モニタリングに係る行政処分勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・証券モニタリングにおける金融商品取引業者等に対する法令遵守等の不備に係る通知の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・取引調査に係る勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・課徴金納付命令の実績&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・犯則事件の告発の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① 内外環境を踏まえた情報力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場構造が急速に変化する中で、市場における問題の未然防止・早期発見につなげるため、従来の事後チェック型の市場監視にとどまらず、市場環境のマクロ的な視点に基づく分析を行うなど、フォワード・ルッキングな市場監視を行う。</li> <li>・具体的には、マクロ経済環境の変化の上場企業等の業績や株価に対する影響が不正会計、不公正取引等のリスクとなり得ることから、国内外の経済情勢等の影響を受けやすい業種・企業に係る情報収集・分析を行い、その結果について証券監視委内で情報を共有し、検査・調査に活用していく。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外当局との円滑な連携を継続的に実施していくため、当局間の信頼関係の醸成に努め、当該信頼関係に基づき、情報交換、検査・調査及び法執行面での連携を更に強化するとともに、そこから得られた海外法執行状況や法制度等の有益な情報について、市場監視に活用していく。</li> <li>・市場で起こっていることを常に注意深く把握し、新しい商品・取引や、監視の目の行き届きにくい商品・取引への的確に対応し、市場監視の空白を作らない取組みを行う。</li> </ul>
② 迅速かつ効率的な検査・調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の不公正取引等の個別事案がより大型化・複雑化している中で、課徴金制度を積極的に活用し、不公正取引等に対する検査・調査を迅速かつ効率的に行う。</li> <li>・開示規制違反については、その重要性が認められず課徴金納付命令勧告を行わなかった場合でも、再発防止・未然防止を図るため会社に自主訂正を促すなど多様な対応をとりつつ、効率的・機動的な検査・調査を行う。</li> <li>・クロスボーダー取引による違反行為に対しては、当局間の情報交換枠組み等を活用した協働も強化しながら、実態解明を行い、適切な法執行を行う。</li> <li>・不公正取引等のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行う等、厳正に対応していく。</li> <li>・全ての金融商品取引業者等に対してオンサイト・オフサイトの一体的なモニタリングを行い、金融商品取引業者等の業態、規模その他の特性等を踏まえつつ、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施していく。</li> <li>・オフサイト・モニタリングの結果を踏まえて、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定し、オンサイト・モニタリングにおいては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証を進め、問題が認められた場合には、その問題の根本的な原因を究明する。</li> </ul>
③ 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査・調査において、法令違反等が認められた場合、行政処分勧告等を行うだけでなく、ミクロ・マクロ双方の視点から問題の全体像を把握した上で、根本的な原因を究明・指摘し、再発防止につなげていく。</li> <li>・個別事案の検査・調査では、行政処分や刑事告発等の一定の「出口」に限定されずに、そこで得られたインテリジェンス情報を適切に集約・分析し、市場監視業務全般に多面的・複線的に活用していく。</li> <li>・個別勧告事案等の公表のほか、課徴金事例集や証券検査における主な</li> </ul>

	<p>指摘事項の公表等において、市場規律強化の観点から、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報の発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横断的な広がりのある視点に基づく検査・調査を通じて、市場の構造的な問題を把握し、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行っていく。</li> <li>・監視活動を通じて認識された国際的な連携に関連する課題について、二国間及び証券監督者国際機構（IOSCO）等の多国間の枠組みでの問題提起及び共有の更なる強化により、グローバルな市場監視に貢献していく。</li> </ul>
④ 市場監視における ITの活用（RegTech）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場における FinTech の進展などの構造的变化に対し、実効性のある市場監視を確保するため、AIによるデータ分析など ITを活用した新しい市場監視システムの導入に向けた検討を進める。</li> <li>・近年の ITの高度化及びデータの大容量化に対応するため、検査・調査におけるデジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を推進していく。</li> </ul>
⑤ 国内外の自主規制機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場を取り巻く内外環境の大きな変化の中で、その役割がますます重要な役割となる自主規制機関が、その機動性及び柔軟性を活かしながら主体的な役割を果たすことに資するよう、これまで以上に証券監視委の持つ情報や問題意識をタイムリーに共有するなどして、監視態勢の更なる強化や市場規律の働いた市場環境の整備を行っていく。</li> <li>・アルゴリズムを用いた高速取引注文の増加等に対応するため、自主規制機関とも連携し、取引審査の充実・強化を図るとともに、市場のゲートキーパーである証券会社の売買審査態勢について実態把握を行った上で、売買審査態勢の一層の高度化に向けた検討を行っていく。</li> <li>・金融商品取引業者等に対するオン・オフ一体モニタリングへの移行に伴い、効果的・効率的な検査実施の観点から、自主規制機関による監査・検査との連携のあり方についても検討を行っていく。</li> <li>・これまでの自主規制機関、海外当局、関係機関・団体等との間での連携を強化していくことに加え、市場の公正性・透明性確保に関連する関係機関・団体等の市場関係者（ステークホルダー）との連携の拡大を図っていくことを通じて、全体としての市場監視機能を強化していく。</li> </ul>

### 【担当部局名】

証券取引等監視委員会事務局

総務企画局

総務課審判手続室、市場課

監督局証券課  
検査局総務課

### 施策Ⅲ－2

#### 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施

施策の概要	企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。
達成すべき目標	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること
目標設定の考え方・根拠	<p>資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。こうした観点に立って、企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「未来投資戦略 2017」（29年6月9日閣議決定）</li><li>・「日本再興戦略 2016」（28年6月2日閣議決定）</li><li>・「平成 29 事務年度 金融行政方針」（29年11月10日公表）</li><li>・金融審議会「市場ワーキング・グループ フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース報告-投資家への公平・適時な情報開示の確保のために-」（28年12月7日）</li><li>・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（28年4月18日）</li><li>・企業会計審議会「国際会計基準（I F R S）への対応のあり方に関する当面の方針」（25年6月19日）</li><li>・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（28年3月8日）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・[主要] 企業情報の開示・提供のあり方についての検討状況（金融審議会において検討、29年度）</li><li>・「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行のための制度整備状況（フェア・ディスクロージャー・ルールに係る所要の政令・内閣府令等の整備、29年度）</li><li>・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（28年4月18日）を踏まえた取組の進捗状況（報告書を踏まえた必要な取組を実施、29年度）</li><li>・金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況（ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施、29年度）</li><li>・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）のアクセス件数（月平均 20,000 千件、29年度） (注) システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上（国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進、<b>29年度</b>）</li> <li>・[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況（監査報告書の透明化について、企業会計審議会における具体的な検討等及び海外監査監督当局との連携強化、<b>29年度</b>）</li> <li>・[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況（公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施、<b>29年度</b>）</li> <li>・優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況（優秀な会計人材確保に向けた取組を実施、<b>29年度</b>）</li> </ul>
<b>参考指標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課徴金納付命令の実績＜内容・件数＞</li> <li>・開示書類の提出会社数（内国会社）</li> <li>・有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数</li> <li>・E D I N E T の稼働率</li> <li>・IFRSの任意適用企業数及びその時価総額の割合</li> <li>・公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞</li> <li>・監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況＜件数＞</li> <li>・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数</li> </ul>

<b>主な事務事業の取組内容</b>	
① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ適時な分かりやすい提供や、建設的な対話に資する情報開示の促進のため、企業情報の開示・提供のあり方について、金融審議会において総合的な検討を行う。</li> <li>・「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行にあたり、フェア・ディスクロージャー・ルールに係る部分について、関係政令・内閣府令等の整備を行うとともに、当該ルールの周知に取り組む。〔RIA〕</li> <li>・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（28年4月18日公表）を踏まえ、引き続き、経営者による経営成績等の分析等の記載の充実や企業による適切な株主総会日程の設定等をより容易にするための、有価証券報告書の記載事項の見直し等に取り組む。</li> </ul>
② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」等に基づき、引き続き、適正な情報開示を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。</li> <li>・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適正性が確保されるよう、開示ガイドラインに基づき、各財務局等を通じた記載</li> </ul>

	<p>内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適正性の確保に努める。</li> <li>・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。</li> </ul>
③ EDINETの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EDINETについては、今後もシステムの安定運用及び情報セキュリティの確保に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修の対応や、開示情報利用者及び開示書類提出者の利便性向上や負担軽減を考慮した開発及び検討等を行う。</li> </ul>
④ 我が国において使用される会計基準の品質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際会計基準審議会（IASB）において、国際会計基準（IFRS）策定に向けた取組が概ね完了しつつある中、企業会計基準委員会（ASBJ）においては、我が国の会計基準を国際的に整合性ある、高品質なものとしていく方針であり、その取組を適切にサポートする必要がある。このため、引き続きIFRSの任意適用企業の拡大促進、IFRSに関する国際的な意見発信の強化、国際的な会計人材の育成に向けた必要な取組を推進するとともに、収益認識基準の策定や金融商品会計基準についての検討等の日本基準の高品質化に向けたASBJの取組みをサポートしていく。</li> </ul>
⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計監査の透明性を向上させていくため、監査報告書の透明化について企業会計審議会で検討するとともに、個別の監査業務に関する監査人の説明のあり方を含め、会計監査に関する情報提供の充実について検討する。</li> <li>・「監査法人のローテーション制度」を含めた、監査人の独立性確保等の方策について引き続き調査するとともに、監査人の交代・引継ぎの手続等について検討する。</li> <li>・監査法人のガバナンス・コードへの対応が監査品質向上につながるよう、コードを踏まえて大手監査法人等が構築・強化した態勢の実効性を検証する。</li> <li>・監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）関連活動等への積極的な関与・貢献を行う。</li> <li>・29年4月に東京に開設されたIFIAR事務局の円滑な運営を確保するために必要な支援を引き続き行っていく。</li> <li>・監査監督上の協力に関する情報交換取決めの積極的活用の推進など、海外監査監督当局との緊密な協力・連携を図る。</li> </ul>
⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、引き続き、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施する。</li> <li>・日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適切に行うとともに、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行う。</li> </ul>

- ・大手監査法人について、通常検査を実施した翌年にフォローアップのための立入検査を実施し、指摘事項の改善状況を検証する。また、ガバナンス体制等の検証がより効果的・効率的に行えるように、検証に必要な、定性・定量の情報を報告徴収により継続的に入手し、分析する。
- ・検査先に対する指摘内容等の具体化・明確化のため検査結果通知書の記述を見直し、「特に留意すべき事項」（検査で把握された不備事項の概要等を記載）に、総合的な評価を記載することとしたが、この取り組みを継続する。
- ・広く一般に提供される監査の品質に係る情報を充実させる観点から、検査その他のモニタリングの成果を新たにモニタリングレポートとして取りまとめ、公表する。
- ・最近の監査を取り巻く環境変化を踏まえ、ITを活用した監査手法の導入状況等を把握し、グループ監査の状況を検証する。また、関係機関等と連携を密にし、幅広い情報の収集・分析を行う。
- ・協会の品質管理レビューと審査会の検査が全体として最大限の効果を発揮することとなるよう、協会との効果的な連携を図る。

⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進

- ・我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向け、公認会計士試験受験者の裾野拡大のための取組を推進する。

**【担当部局名】**

総務企画局

企業開示課、IFIAR戦略企画室、総務課審判手続室

公認会計士・監査審査会

### 施策Ⅲ－3

#### 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。
達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること
目標設定の考え方・根拠	<p>市場機能の強化に向けて、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組の支援、取引所外取引に係る市場関係者の適切な取組の促進、総合取引所の早期実現に向けた関係者への働きかけ等を行う。</p> <p>信頼性の高い市場インフラの構築に向けて、清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す。</p> <p>「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(27年8月7日設置)等における議論・検討を通じて、コーポレートガバナンス改革の更なる深化を図っていく。</p> <p>加えて「未来投資戦略 2017」(平成29年6月9日閣議決定)を踏まえ、金融業の拠点開設サポートデスク(Financial Market Entry Consultation Desk)において、引き続き、東京都とも連携しつつ、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していくなど、グローバルな金融機関の集積による市場活性化を促進する。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「未来投資戦略 2017」(29年6月9日 閣議決定)</li><li>・「平成29事務年度 金融行政方針」(29年11月10日公表)</li><li>・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告(28年12月22日)</li><li>・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針</li><li>・『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～(29年5月29日改訂)</li><li>・「コーポレートガバナンス・コード」(27年6月1日適用開始)</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>・[主要] コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況(「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において必要な議論・検討を行う、29年度)</li><li>・[主要] 「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談へ</li></ul>

	<p>の適切な対応（「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応、29年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場機能強化に向けての施策の推進状況（決済期間短縮化、取引所外取引に係る関係者の適切な取組の促進、総合取引所の早期実現等の諸施策について関係者への働きかけ、取組の支援等を行う、29年度）</li> <li>・清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況（清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す、29年度）</li> <li>・金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況（全銀協 TIBOR改革の内容が定着し、金融指標の信頼性・透明性が維持・向上されるよう、全銀協 TIBOR 運営機関による指標算出業務が適正に実施されているか注視していく、29年度）</li> </ul>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーポレートガバナンス改革を巡っては、経営環境の変化に対応した経営判断、投資と現預金等の保有、CEO・取締役会、政策保有株式、アセットオーナー等について様々な課題が指摘されていることを踏まえ、改革の「形式」から「実質」への深化に向けて、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、これまでの取組みによりガバナンス改革がどこまで進捗しているかを検証する。その上で、機関投資家と企業の対話を通じ、中長期的な企業価値の増大に向けた経営が進むよう、対話において重点的に議論することが期待される事項等についてのガイドラインを策定する。</li> <li>・その際、アセットオーナーについては、その専門性を高めていくことが重要である。このため、例えば、企業年金については、母体企業が自社の企業年金の専門性を高めるための人事面や運営面での取組みを強化することなどが期待されるところであり、このための方策について検討を行う。</li> </ul>
② 東京国際金融センター構想の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）を踏まえ、日本のアセットオーナーからの運用受託が見込まれるなど、日本拠点開設の具体的な意向があり、進出の蓋然性が高い海外資産運用業者等について、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」を実現するため、金融業の拠点開設サポートデスク（Financial Market Entry</li> </ul>

	<p><b>Consultation Desk</b>において、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していく。その際、東京都が開設した金融法令以外の手続に関する相談窓口とも相互に連携し、一体的に取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の金融事業者が日本拠点を開設する際の手続きについて、その透明性を高めることや、英語での情報発信を強化していくこと等に取り組む。</li> </ul>
③	市場の機能強化に向けた環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国証券決済の安定性確保の観点から、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組を支援する。</li> <li>・取引所外取引に係る市場関係者の検討等を注視しつつ、適切な取組を促す。</li> <li>・総合取引所の早期実現に向けて、引き続き、関係者への働きかけを行う。</li> <li>・不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け引き続き取り組む。</li> </ul>
④	市場インフラの安定性等確保に向けた監督の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す。</li> <li>・店頭デリバティブ市場に関して、適切に取引情報を収集・分析する。</li> </ul>
⑤	金融指標の信頼性・透明性の維持・向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・TIBORについては、全銀協 TIBOR運営機関を設立し、できる限り実取引に準拠したレートの算出を行う改革を2017年7月に実施したところであり、今後、当改革内容が定着し、TIBORの信頼性・透明性が維持・向上されるよう、同機関による指標算出業務が適正に実施されているか、引き続き注視していく。</li> </ul>

#### 【担当部局名】

総務企画局

市場課、企業開示課、政策課

監督局

銀行第一課

(横断的施策)

- 1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
- 2 業務継続体制の確立と災害への対応
- 3 その他の横断的施策

## 横断的施策－1

### IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応

施策の概要	<p>IT技術の進展等が将来の金融業に与える影響やその対応について、引き続き国内外の有識者や関係者の知見を取り入れつつ検討を進めるとともに、具体的な取組を進める。</p>
達成すべき目標	<p>IT技術の進展等の環境変化の中で、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すると共に、市場の信頼確保や利用者の適切な保護を図ること</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>IT技術の進展等により、金融機関以外の主体が、従来金融機関が担ってきた機能を分解し、個別の機能に特化して提供（アンバンドリング）する動きや、顧客ニーズに即して複数の金融・非金融サービスを組み合わせて提供（リバンドリング）する動きが広がりつつある等、金融システムを取り巻く環境は、大きく変化している。また、フィンテックの進展は、足下、消費生活の高度化や資産形成の充実など、家計に変化をもたらし、企業については、決済の高度化とあいまって、川上（受発注から経理）から川下（決済や債権管理）までの企業の財務・決済プロセス全体をシームレスにIT処理できるようになれば、企業の活動の効率化・生産性向上につながる。フィンテックによる金融イノベーションの促進を通じて、利用者利便の向上や企業の成長力強化を実現し、我が国経済・金融の発展につなげていくことが重要である。</p> <p>その一方で、サイバー攻撃が金融システム全体に対する脅威の一つとなっている。</p> <p>また、仮想通貨はブロックチェーン技術など従来見られなかったIT関連技術が活用されており、仮想通貨交換業者においては、利用者保護等を図る上で、システム面を中心に高度な業務管理が求められるほか、仮想通貨価格の乱高下や仮想通貨の分岐など仮想通貨市場で様々な動きが見られており、仮想通貨を取り巻く環境が利用者に与える影響等を把握することが重要である。</p> <p>さらに、日本の証券市場において、高速取引の影響力が増大している現状などを踏まえ、株式等の高速取引を行う者に対して登録制を導入し、体制整備・リスク管理や、当局への情報提供などの制度整備を行うことなどを内容とする「金融商品取引法の一部を改正する法律」（平成29年5月17日成立、同月24日公布）の施行に向け、所要の政令・内閣府令等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「未来投資戦略2017」（29年6月9日閣議決定）</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「規制改革実施計画」(27年6月30日閣議決定)</li> <li>・金融審議会「決裁業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告-決済高度化に向けた戦略的取組み-」</li> <li>・「平成28事務年度 金融行政方針」(28年10月21日公表)</li> <li>・金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告－オープン・イノベーションに向けた制度整備について－」(28年12月27日公表)</li> <li>・金融審議会「市場ワーキング・グループ報告-国民の安定的な資産形成に向けた取組と市場・取引所を巡る制度整備について-」(28年12月22日公表)</li> <li>・「平成29事務年度 金融行政方針」(29年11月10日公表) 等</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]IT技術の進展等に対応した制度面での対応についての検討状況(金融審議会において審議予定、29事務年度～)</li> <li>・[主要]オープンAPIを導入した金融機関数(80行、32年度)</li> <li>・[主要]FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブで受け付けた相談への適切な対応(FinTechサポートデスクで受け付けた相談及びFinTech実証実験ハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応、29年度)</li> <li>・[主要]「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行のための制度整備の進捗状況(所要の政令・内閣府令等の整備、29年度)</li> <li>・XML電文に対応した新システムを利用する金融機関数(XML電文への全面的移行に向けて着実に取り組む、29年度～)</li> <li>・金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数(80社、29年度)</li> <li>・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況(金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施、29年度)</li> <li>・仮想通貨交換業者等に対する適切な対応(仮想通貨交換業者における更なる態勢整備の促進及び利用者に対する注意喚起の実施、29年度)</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FinTechサポートデスクの受付状況</li> <li>・FinTech実証実験ハブの支援実施状況</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① IT技術の進展等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IT技術の更なる進展等により、金融システムを取り巻く環境が大きく変化する中、こうした変化に適切に対応できるよう、業態別の法体系から機能別・横断的な法体系への見直しの検討に着手する。</li> <li>・XML電文への移行を起点として、手形・小切手の電子化や税・公金収納の効率化など、決済高度化に係る検討を進め、企業の財務・決済プロセ</li> </ul>

	<p>ス全体のシームレスな IT 处理を実現し、利用者利便や生産性向上に資する取組みを官民連携して進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関とフィンテック企業の連携やフィンテック企業によるイノベーションを促進する環境の整備を目指し、所要の政令・内閣府令の整備を含めたオープン API の促進に向けた取組みを実施するとともに、フィンテック時代に対応した制度の点検・見直し等を行う。</li> <li>・FinTech サポートデスクにおいて、フィンテックに関する民間事業者の相談等に一元的に対応するのに加えて、FinTech 実証実験ハブにおいて、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、庁内に担当チームを組成して継続的な支援を行う。</li> <li>・海外の最先端の人材や当局との連携強化に向けて、各国のフィンテック関係者が参加するフィンテック・サミットを開催するとともに、海外当局との協力枠組み拡大等の取組みを行う。</li> <li>・IT 技術の進展等を踏まえ、金融機関におけるより良い IT ガバナンスのあり方や、システムの安定稼働に対するモニタリングの改善点の有無を検討する。</li> </ul>
② 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に基づき、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施し、参加金融機関及び金融業界全体のサイバーセキュリティレベルの底上げを図るほか、金融機関のサイバーセキュリティ対策の状況について、実態把握を行う。</li> <li>・内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上のため、インシデント情報や脆弱性情報等の情報提供を行うほか、金融庁独自の情報提供も積極的に行っていく。</li> </ul>
③ 仮想通貨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノベーション促進と利用者保護等のバランスに留意しつつ、仮想通貨交換業者における業務運営体制の整備状況を検証するとともに、仮想通貨市場の動向の実態把握を行っていく。</li> <li>・ICOに関し、実態把握を行うとともに利用者保護の観点から注意喚起を実施する。</li> </ul>
④ 取引の高速化への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式等の高速取引への制度的な対応を図る観点から、「金融商品取引法の一部を改正する法律」（平成 29 年 5 月 17 日成立、同月 24 日公布）の施行に向け、所要の政令・内閣府令等を整備する。〔RIA〕</li> <li>・法施行後の適切な登録審査体制の構築、高速取引行為者の取引動向のモニタリング・分析、不公正取引に関する迅速かつ深度ある情報収集・分析等、高速取引行為者のモニタリング態勢の強化に向けた所要の検討を</li> </ul>

\_\_\_\_\_ 進める。

【担当部局名】

総務企画局

企画課信用制度参事官室、市場課、政策課（サイバーセキュリティ対策企画調整室、マクロ分析室）

監督局

証券課

証券取引等監視委員会事務局

総務課

## 横断的施策－2

### 業務継続体制の確立と災害への対応

施策の概要	<p>業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求めるここと等により、業務継続体制の実効性の向上を促し、金融システム全体における業務継続体制の確立を目指す。</p> <p>また、東日本大震災及び平成28年熊本地震への対応として、被災者の生活・事業の再生を支援していく。</p>
達成すべき目標	<p>金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促すこと</p> <p>東日本大震災及び平成28年熊本地震による被災者の生活・事業の再建を支援すること</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組みを進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。</p> <p>東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、引き続き、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた支援をしていく。また、平成28年熊本地震への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、引き続き、被災者の生活・事業の再建を支援していく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成26年3月28日閣議決定）</li><li>・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26年3月28日閣議決定）</li><li>・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25年6月7日閣議決定）</li><li>・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26年3月31日）</li><li>・主要行等向けの総合的な監督指針</li><li>・平成29事務年度 金融行政方針（平成29年11月10日）</li></ul>

	・東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み（「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施、29年度）</li> <li>・[主要] 災害等発生時に備えた訓練 (金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、29年度)</li> <li>・[主要] 業界横断の業務継続訓練の実施（訓練の実施、29年度）</li> <li>・個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進 (個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進、29年度)</li> <li>・金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法（震災特例）について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表、29年度）</li> <li>・自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援（自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、29年度）</li> <li>・「平成28年熊本地震金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）における相談等の受付状況等（件数等）</li> </ul>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 災害等発生時における金融行政の継続性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」などを検証し、必要に応じて見直しを実施する。なお、幹部職員向けのハンドブックも作成する。</li> <li>・関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを行う。</li> </ul>
② 金融機関の業務継続体制の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当庁では、自らの体制強化を図るとともに、監督指針等を通じて、金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求める等、関係機関と緊密に連携を取りつつ、金融システム全体において、大規模自然災害等のリスクに対するしなやかで強靭な業務継続体制の構築を目指す。</li> <li>・金融業界全体として横断的に業務継続性の確保を図っていくことが重要であることから、昨年度と同様に今年度も全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練の実施を検討する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関等は、平時より業務継続体制を構築し、業務継続計画等の策定を行っておく必要がある。危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要であるとの認識の下、金融機関等の業務継続体制について、訓練等を通じて、その適切性等を検証していく。</li> <li>・金融機関の業務継続計画の整備状況・有効性等について、検証を行う。</li> </ul>
③ 災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機能強化法に基づき資本参加を実施した金融機関については、それぞれの営業地域において金融仲介機能の発揮を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。</li> <li>・個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報を行うとともに、金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用に加え、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた適切な金融面での支援を行っていくよう促す。</li> <li>・自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報を行うとともに、金融機関に対して活用を促す。</li> <li>・「平成28年熊本地震金融庁相談ダイヤル」(フリーダイヤル)を設置し、被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等とのお取引に関する相談に応じる。</li> </ul>

【担当部局名】

総務企画局

政策課、政策課金融サービス利用者相談室、総務課、総務課管理室

監督局

**横断的施策－3**  
**その他の横断的施策**

施策の概要	金融行政について、横断的に関係する施策を実施することにより、円滑な行政運営に資する体制整備を図る。 基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策の実施。
達成すべき目標	国際的な金融規制に関する対応及び当局間のネットワーク・協力の強化により、グローバル化した金融システムの安定と発展を確保し、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること。 基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること
目標設定の考え方・根拠	日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要がある。 また、当庁においても金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するためのIT戦略策定の検討を進めるなど、横断的に関係する取組みを実施することにより、金融行政の適切な運営を図る必要がある。 <b>【根拠】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未来投資戦略 2017（29年6月9日閣議決定）</li> <li>・G20ハノンブルクサミット首脳声明（29年7月7日・8日採択）</li> <li>・マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際基準（FATF勧告）（平成24年2月策定）</li> <li>・世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（29年5月30日閣議決定）</li> <li>・サイバーセキュリティ戦略（27年9月4日閣議決定）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	① [主要] 国際的な金融規制に関する対応（最終化を迎えた国際的な金融規制改革の議論や、金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向け貢献する。29年度） ② [主要] 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化（英国のEU離脱に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局に働きかけを行うとともに、アジア新興国等に対する技術支援の強化等を図る。29年度） ③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの公表、本ガイドラインを踏まえたマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応状況に係るモニタリングの実施（29年度） ④規制・制度改革等の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改</li> </ul>

	<p>革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施、29年度)</p> <p>⑤事前確認制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、29年度）</li> </ul> <p>⑥金融行政におけるITの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当庁におけるIT戦略（中期計画）の策定状況（当庁におけるIT戦略（中期計画）の策定、30年度）</li> <li>・「政府情報システム改革に関するロードマップ」に基づく、情報システム数（政府共通プラットフォームへ移行する情報システムを含む）及びスタンドアロンコンピュータの台数の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報システム数の削減 目標値：12システム（削減後に存続する情報システム数） 達成時期：30年度</li> <li>(2) スタンドアロンコンピュータの台数削減 目標値：240台（削減後に存続する情報システム数） 達成時期：30年度</li> </ul> </li> </ul> <p>・情報セキュリティ対策推進計画に基づくセキュリティ対策の実施（情報セキュリティ対策推進計画に基づく、セキュリティ対策の実施、29年度）</p>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 金融規制・監督のあり方についての国際的な提言	<p>・世界的な金融危機後の国際的な規制改革は金融機関の健全性及び金融システムの強靭性を高めることに貢献し、最終化の段階を迎えており。この規制改革に関し、金融庁は、経済の持続的成長と金融システムの安定の両立、新たな規制を際限なく策定し続けるような状況の終結、規制の影響評価の必要性などについて問題提起し、これらの考え方は国際的な共通認識となってきている。こうした中、今後、以下の点に取り組む。</p> <p>① バーゼルⅢ（銀行の自己資本比率規制に関する国際的枠組み）を早期に適切な形で最終化するよう図る。</p> <p>② 保険会社の「国際資本基準（ICS）」に関しては、財務の健全性を国際的に比較可能な形で把握する枠組みの必要性や、保険会社の健全性と社会的な役割、金融市場の安定に意図せざる影響を与える可能性な</p>

どに留意しながら、議論を進める。

- ③ 規制改革の影響評価の具体的な取組みに積極的に貢献する。
- ④ 各国独自の取組みが市場の分断をもたらすことのないよう、国際的な連携協力を推進する。

世界的な金融危機の再発防止のための規制改革が最終化を迎える一方で、前回危機を起こした要因とは別の新たな金融システム上の課題が国内外で生じている。とりわけ、生産年齢人口の減少など人口動態の変化は経済全般に影響を与えるものであり、こうした中で金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築できるかは重要な課題である。我が国では世界に先駆けて高齢化が進展しているが、今後、多くの国々が我が国と同様の課題に直面していくものと見込まれる。金融庁は、各国と経験や知見を共有し合い、その成果を国内の課題解決に取り入れるとともに、グローバルな課題の解決に向けて貢献していく。

## ② 國際的なネットワーク・協力の強化

- ・英國のEU離脱（ブレグジット）に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英國・欧州当局と連携する。このほか、海外の規制動向等が日本の金融機関に与える影響をモニタリングし、海外当局と適切に連携する。また、アジア諸国を含めた二国間協議や監督カレッジ会合などを通じて、監督上のネットワーク強化を継続する。

アジア新興国等に対する技術協力については、日本の金融機関等との対話も踏まえつつ、相手国のニーズに寄り添いながら、金融制度整備や金融当局の能力向上支援等に一層取り組んでいく。「グローバル金融連携センター（GLOPAC）」においては、新興国の金融当局から受け入れられる職員（研究員）の関心分野にきめ細やかに対応するよう、プログラムを充実させる。さらに、GLOPACで過去に受け入れた研究員（卒業生）のネットワークの維持・強化のため、卒業生を再招聘して金融庁職員や現役生との面談（ホームカミングプログラム）を実施するとともに、現地における卒業生同窓会を開催するなど、新興国における知日派の育成を着実に進める。

## ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応

- ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の未然防止のため、金融活動作業部会（FATF）に加盟し、各国と強調して対策を講じている。
- ・2019年に予定されている第4次FATF対日相互審査も見据え、官民双方の連携体制の整備を進めるとともに、府内に横断的なチームを整備し、関係省庁や関係機関等の連携を更に進めつつ、実効的な態勢整備のための金融機関向けガイドラインの公表等を行う。更に、当局として、各金融機関・業態におけるマネー・ローンダリング等のリスクを分析・評価し、そのリスクに応じたモニタリングを行う。

## ④ 規制・制度改革等の推進

- ・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極

	的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討する。
⑤ 事前確認制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために、引き続き、金融庁ウェブサイト等を活用した周知を行うとともに、同制度の適切な運用を図る。</li> </ul>
⑥ 金融行政における I T の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当庁における I T 戦略（中期計画）の策定の検討 「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」など金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するための情報システムの見直しに向けた I T 戦略（中期計画）策定の検討を進める。</li> <li>・運用コスト削減のための情報システムの見直し 「政府情報システム改革に関するロードマップ」に基づき、情報システム数及びスタンダードアロンコンピュータの台数について、計画的に削減を進める。</li> <li>・情報セキュリティ対策の推進 「サイバーセキュリティ戦略」において、政府機関の情報システムに係るセキュリティ水準の一層の向上が求められており、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の多層化及び多重化を一層進めるほか、サイバー攻撃等における対応について改善を図るなど、更なる取組みを推進する。</li> </ul>

#### 【担当部局名】

総務企画局

政策課、

総務課国際室、総務課情報化統括室、

企画課

監督局

総務課

(金融庁の行政運営・組織の改革)

1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化

2 検査・監督の見直し

3 金融行政を担う人材育成等

## 金融庁の行政運営・組織の改革－1

### 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化

施策の概要	金融を取り巻く内外の環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大に継続的に貢献していくため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組み等、金融庁のガバナンスの改善等を図る。
達成すべき目標	金融庁のガバナンス改善等を通じた金融行政の質の向上と金融庁の総合政策機能の強化
目標設定の考え方・根拠	<p>人材の多様性を欠き、各種の意思決定が組織内部に長年在籍した者だけで行われる組織は、議論に視野の広がりが得られず、自己・現状肯定的な行動や国益に反して組織を守ろうとする行動が採られる惧れがある。</p> <p>金融行政が、内閣、担当大臣の下、法律に基づき行われるとの枠組みの中で、金融行政の執行面において、有識者や外部からの意見や提言、批判、国際的な議論が金融行政に継続的かつ的確に反映されるための取組み等、金融庁自体のガバナンスの改善等を図る必要がある。</p> <p>また、金融行政が直面する課題に的確に対応していくため、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化する。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成29事務年度 金融行政方針（平成29年11月10日）</li><li>・「金融モニタリング有識者会議報告書－検査・監督改革の方向と課題一」（29年3月17日）</li></ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"><li>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）</li><li>・[主要] 各種有識者会議の積極的活用（有識者からの提言等の金融行政への継続的かつ的確な反映・29年度）</li><li>・[主要] 業務改善等に通曉した専門家による金融行政に対する外部評価の実施（外部からの意見等の金融行政への継続的かつ的確な反映・29年度）</li><li>②金融行政に関する広報の充実</li><li>・[主要] 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数（対前年度比増加・29年度）</li><li>③学術的成果の金融行政への導入</li><li>・[主要] 調査研究分析成果物の作成（金融行政の参考となる調査研究を実施し、調査研究分析の成果物を作成すること、29年度）</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンファレンス、勉強会等の定期的な開催、産・官・学の交流を図る機会を必要に応じて隨時設定(コンファレンス、勉強会等を開催し、産官学のより一層のネットワーク強化を図ること、29年度)</li> <li>④総合政策機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価有識者会議等における金融の全体像についての包括的かつ将来の変化を見据えた議論の実施（金融上の課題の包括的検討・29年度）</li> </ul> </li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善） <ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融行政モニターへの意見申出件数</li> <li>・各種サポートデスクへの相談件数</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>②金融行政に関する広報の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・報道発表件数</li> <li>・金融庁 Twitter のフォロワー数及びツイート（発信）回数</li> <li>・新着情報メール配信サービス登録件数</li> <li>・英語ワンストップサービスの対応件数</li> </ul> </li> <li>③学術的成果の金融行政への導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果報告書の公表件数</li> <li>・コンファレンスの開催回数</li> <li>・勉強会等の開催件数</li> </ul> </li> </ul>

主な事務事業の取組内容
<p>① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価有識者会議の運営を改め、現在実施している政策評価に加え、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として新たに取り組むべき重要な課題についての議論を定期的に実施する。</li> <li>・地域金融や監督・検査のあり方、コーポレートガバナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を更に活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保する。</li> <li>・業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげる。</li> <li>・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進する。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や各種サポートデスク、金融機関からの相談対応の一層の充実を図る。</li> </ul>

<p>② 金融行政に関する広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁の施策等の内容について、国民等へのタイムリーかつ正確な情報提供を行う。</li> <li>・併せて、金融行政の各課題等について、金融庁としての考え方や分析等を様々な形で公表し、国民等に広く分かりやすい情報発信を進める。</li> </ul>
<p>③ 学術的成果の金融行政への導入</p> <p>外部の専門家や研究者の知見を導入・活用することにより、専門的かつ客観的裏付けに基づいた金融行政の遂行、及び金融行政とアカデミズムとのネットワーク構築を図る観点から、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、庁内要望に基づいて多岐にわたるテーマを選定し、調査研究を行う。</li> <li>・金融に関する産・官・学のネットワーク強化のため、産・官・学の人材交流、コンファレンス、勉強会等を開催する。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断に参考となるような適切なテーマ設定を行う。</li> </ul>
<p>④ 総合政策機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融行政全体を俯瞰し、新たに出現するテーマも常に視野に入れつつ、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化する観点から、組織の見直しを進める。</li> <li>・組織の見直しとあわせて、全庁的な金融行政の戦略立案及び総合調整の機能を發揮するにはいかなる業務フローが良いか、検討を進める。</li> <li>・政策評価有識者会議をはじめ各種の有識者会議における議論や外部の専門家等の知見を活用しながら、金融の全体像について、包括的かつ将来の変化を見据えた検討を行う。</li> </ul>

#### 【担当部局名】

総務企画局

政策課、政策課広報室、政策課研究開発室、総務課、総務課開発研修室、総務課情報化統括室、企画課

検査局

総務課

監督局

総務課

**金融庁の行政運営・組織の改革－2**  
**検査・監督の見直し**

施策の概要	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために必要な、新しい検査・監督の考え方や進め方等について整理していく。
達成すべき目標	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するため、検査・監督のあり方を見直すこと
目標設定の考え方・根拠	<p>金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。</p> <p>金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」（最低基準（ミニマム・スタンダード）が形式的に守られているかではなく、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか（ベスト・プラクティス））、「過去から未来へ」（過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか）、「部分から全体へ」（特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができるか）と広げていくことが重要である。</p> <p>こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表するとともに、必要な改革を計画的・組織的に進めていくことが必要である。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29事務年度 金融行政方針（29年11月10日）</li> <li>・「金融モニタリング有識者会議報告書－検査・監督改革の方向と課題－」（29年3月17日）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	① [主要] 金融モニタリング有識者会議における提言を踏まえた、新しい検査・監督のあり方についての、金融庁としての具体的な考え方と進め方の作成・公表や、個別の分野についての金融機関との対話の材料の提供の進捗状況（新しい考え方へ沿った検査・監督の見直し、29年度）
参考指標	—
<b>主な事務事業の取組内容</b>	
① 検査・監督手法の見直し	
・「実質・未来・全体」に重点を置いた新しい検査・監督を実現していく	

ため、金融機関の検査・監督に共通する考え方と進め方を具体的に整理した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を策定し、今後パブリックコメントに付す。また、個別の分野について、ディスカッション・ペーパーの形で当局と金融機関との間の対話の材料を今後提供していく。

検査局

企画審査課

## 金融庁の行政運営・組織の改革－3

### 金融行政を担う人材育成等

施策の概要	人材育成や職場環境の改善等を通じ、金融庁の組織文化の変革に取り組む。
達成すべき目標	職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく
目標設定の考え方・根拠	<p>金融を取り巻く環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大に継続的に貢献していくためには、金融行政の質も不斷に向上させていく必要がある。そのため、金融庁を職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29事務年度 金融行政方針（29年11月10日）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>(1) 「国益」を基本とした行動の実現</p> <p>[主要] 職員の評価の見直しの実施状況（国益のためにチャレンジし、行動している職員が評価されるよう、評価のあり方等を見直す、29年度）</p> <p>(2) 職員の資質の向上</p> <p>[主要] 職員の任用の見直しの実施状況（各職階に求められる能力（コンピテンシー）を明確化し、それに基づく能力主義の任用を進める、29年度）</p> <p>[主要] 内部人材の能力向上及び外部専門人材登用の実施状況（専門家育成型の任用等による内部人材の能力向上に努めるとともに、外部専門人材の積極的な登用を図る、29年度）</p> <p>(3) 金融庁で働く充実感の向上</p> <p>[主要] 職員との将来のキャリアパスについての対話の実施状況（職員が自らの人材価値の向上を意識しながら日々の業務に取組み、職業人（プロフェッショナル）としての成長につなげることを支援する、29年度）</p> <p>[主要] 職員のワークライフバランス推進の実施状況（超過勤務の縮減及び業務の効率化を進める、29年度）</p> <p>[主要] 多面的な評価の実施状況（能力主義・成果主義を重視し、「頑張り、結果を出した人」が正当に評価されるよう、多面的な人事評価を行う、29年度）</p>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 金融庁の組織文化（カルチャー）の変革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国益」を基本とした行動を実現していく観点から、「国民のため、国益のためにチャレンジし、行動しているか」を最も重要な項目として人事評価において反映させるなど、日々の業務において「国民」「国益」を意識した行動の定着を図る。</li> <li>・多様化・複雑化し、かつ急速に変化する行政課題に的確に対応していく観点から、適切な課題（アジェンダ）を設定でき、それを実現する力のあるリーダーを育成するため、年功序列に囚われない能力主義の任用を進めるとともに、各職階に求められる能力（コンピテンシー）を定め、職員が目指すべき姿を明確化する。</li> <li>・金融庁全体としての人材ポートフォリオとして専門性を確保していくため、最先端の知見を常に組織に取り入れるべく、専門家育成型の任用等による内部人材の能力向上に努めるとともに、外部専門人材の積極的な登用を行う。</li> <li>・職員が仕事へのやりがい・幸せを感じられる職場づくりを進める観点から、人事当局が職員と将来のキャリアパスについて継続的に対話を重ねる。</li> <li>・また、出来るだけ柔軟な働き方を認めつつ、生産性を向上させ、斬新な発想や活発な議論が湧き出る職場環境を構築していく観点から、ワークライフバランスを推進するとともに、多面的な人事評価を行う。</li> </ul>

【担当部局名】

総務企画局総務課